

南相馬市看護師等修学資金貸付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市みらい育成修学資金条例（平成30年南相馬市条例第 号。以下「条例」という。）第3条第1項第2号に規定する看護師等修学資金の貸し付けに關し必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 条例第8条に規定する修学資金の貸付けの申請をしようとする者は、看護師等修学資金貸付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の看護師等修学資金貸付申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。

- (1) 履歴書（様式第2号）
- (2) 条例第5条第1項に規定する養成施設に在学又は在所していることを証する書面
- (3) 住民票の写し
- (4) 連帯保証人の住民票の写し
- (5) 連帯保証人の印鑑証明の写し

(連帯保証人)

第3条 条例第8条第1項に規定する連帯保証人は、成年者で独立の生計を営むものとし、その人数は2人とする。この場合、修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、そのうち1人を法定代理人としなければならない。

2 看護師等修学資金の貸付けを受けている者（以下「修学生」という。）又は看護師等修学資金の貸付けを受けた者（以下「被貸付者」という。）は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の住所に変更があったときは、速やかに連帯保証人変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(貸付け可否の決定通知)

第4条 第8条第2項に規定する申請に対する決定の通知は、看護師等修学資金貸付可否決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

(修学資金の交付)

第5条 条例第3条第1項第2号に規定する看護師等修学資金の貸付額は、原則として、3月分の月額を合算した額をその3月の最初の月に貸与するものとする。

2 看護師等修学資金のうち、入学資金については、入学の年度の最初の貸付けに合わせて貸付けするものとする。

(誓約書の提出)

第6条 条例第8条第2項の規定による看護師等修学資金の貸付決定の通知を受けた申請者は、連帯保証人と連署の上、速やかに誓約書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 申請者の在学証明書
- (2) 連帯保証人の印鑑証明書

(3) 親権者以外の連帯保証人の住民票の写し及び所得証明書

(借用証書)

第7条 被貸付者は、養成施設を卒業し、又は条例第10条第1項の規定に基づき解除されたときは、看護師等修学資金借用証書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(返還免除の申請)

第8条 条例第13条の規定により看護師等修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、看護師等修学資金返還債務免除申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(返還の債務の免除の計算方法)

第9条 条例第13条第2項の規定により免除することができる返還の債務の額は、条例第14条第2項第3号に規定する看護師等養成施設における業務従事期間を看護師等修学資金の貸付けを受けた期間（条例第10条第2項の規定により看護師等修学資金の貸与を受けなかった期間を除く。）に相当する期間で除して得た数を看護師等修学資金の返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(期間の計算)

第10条 条例第12条第1項各号の期間、条例第13条第2項の期間及び条例第14条第2項第1号相当期間の算定は、月数による。

(返還届の提出)

第11条 被貸付者は、条例第11条第2項の規定により看護師等修学資金の返還をしなければならなくなったときは、直ちに看護師等修学資金返還届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(返還債務の猶予の申請)

第12条 条例第12条第1項の規定により看護師等修学資金の返還の債務の猶予を受けようとする者は、看護師等修学資金返還債務履行猶予申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(就業変更届の提出)

第13条 条例第12条第1号の規定による修学資金の返還債務の猶予を受けたものが、業務に従事している施設又は従事している業務を変更したときは、速やかに就業変更届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(届出の義務)

第14条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 休学し、又は休所の処分を受けたとき。
- (2) 停学し、又は停所の処分を受けたとき。
- (3) 復学し、又は復所したとき。
- (4) 退学の処分を受けたとき。

(氏名住所変更届の提出)

第15条 修学生又は被貸付者は、氏名又は住所に変更があったときは、速やかに氏名住所

変更届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（現況報告書の提出）

第16条 修学生又は被貸与者は、看護師等修学資金の返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年3月31日現在の現況報告書（様式第12号）を毎年4月15日までに市長に提出しなければならない。

（修学資金の管理）

第17条 市長は、修学生又は被貸与者への貸与状況等を明確にするため台帳を備え、整理するものとする。

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか看護師等修学資金の貸与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（南相馬市看護師等修学資金貸与条例施行規則の廃止）

2 南相馬市看護師等修学資金貸与条例施行規則（平成25年南相馬市規則第10号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の日の前日までに、南相馬市看護師等修学資金貸与条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による

看護師等修学資金貸付申請書

年 月 日

南相馬市長

南相馬市看護師等修学資金の貸付けを受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	ふりがな 氏名		印	生年 月日	年 月 日 (年齢 歳)	
	住所		電話			
	養成 施設	名称	電話			
	所在地					
連帯保証人	ふりがな 氏名		印	生年 月日	年 月 日 (年齢 歳)	
	住所		電話			
	申請者との続柄		電話			
	勤務先	名称	電話			
所在地						
連帯保証人	ふりがな 氏名		印	生年 月日	年 月 日 (年齢 歳)	
	住所		電話			
	申請者との続柄		電話			
	勤務先	名称	電話			
所在地						
貸付申請額		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4条第1項第1号及び第2号の者の授業料相当の資金 月額 円 ・ 第4条第1項第3号の者の授業料相当の資金 月額 円 ・ 第4条第1項各号に掲げる者の生活費相当の資金 月額 円 ・ 入学資金 円 				
貸付希望期間		年 月から 年 月まで				

備考 ・連帯保証人の印は、実印とすること。

- ・ 入学資金の貸付けを希望する場合、養成施設に納めた入学資金の領収書を添付すること。

履歴書

ふりがな				(写真)
氏名				
住所				
年	月	学歴・職歴(業務内容)		
貸付けを受けようとする動機等				
卒業又は修了後の希望 従事医療機関		第1	名称	
		希望	所在地	
		第2	名称	
		希望	所在地	

様式第3号（第3条関係）

連帯保証人変更届

年 月 日

南相馬市長

住所

修学生又は被貸付者 氏名 印

電話

連 帯 保 証 人 氏 名 印

次のとおり連帯保証人に変更がありましたので、届け出ます。

貸付番号		第	号
住所	新	電話	
	旧	電話	
ふりがな 氏名	新		
	旧		

備考

- 1 連帯保証人の印は、実印とすること。
- 2 連帯保証人の実印に変更があるときは、変更後の印鑑証明書を添付すること。

看護師等修学資金貸付可否決定通知書

第 号

年 月 日

様

南相馬市長 印

年 月 日付けで申請のありました南相馬市看護師等修学資金の貸付けにつきまして、次のとおり決定しましたので通知します。

1 貸付けする。

貸付番号 第 号

貸付金額 円（月額）

貸付期間 年 月から 年 月まで

2 貸付けしない。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

南相馬市長

住所

氏名（自筆）

㊟

（法定代理人の署名）

住所

氏名（自筆）

㊟

誓 約 書

私は、この度南相馬市みらい育成修学資金条例に基づき、年 月から
年 月まで、総額 円の貸与を受けるにあたって、
下記の内容を履行することについて誓約します。

記

- 1 貸付資金の趣旨を理解し、養成学校を卒業後、直ちに市内の病院又は診療所において看護等業務に従事します。
- 2 条例、規則及び指示事項を固く守り学業に精励し操行を慎み必ず成業します。
- 3 貸付けを受けた修学資金は、条例及び規則の定めるところにより必ず返還します。
- 4 借り受ける修学資金について、連帯保証人が本人と連帯してその債務を負担します。

看護師等修学資金借用証書

年 月 日

南相馬市長

住所

被貸付者 氏名 ㊟

電話

住所

連帯保証人 氏名 ㊟

電話

住所

連帯保証人 氏名 ㊟

電話

次のとおり南相馬市看護師等修学資金を借用しました。

貸付番号	第 号
貸付期間	年 月から 年 月まで 箇月 (年 月から 年 月までを除く。)
貸付金額	円
返還方法	1 月賦 () 2 半年賦 () 3 一括

備考

- 1 全ての欄に記入すること。
- 2 連帯保証人の印は、実印とすること。
- 3 返還方法欄は、該当するものを○で囲むこと。

看護師等修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

南相馬市長

住所
 被貸付者 氏名 ⑩
 (相続人) 電話
 住所
 連帯保証人 氏名 ⑩
 電話
 住所
 連帯保証人 氏名 ⑩
 電話

南相馬市看護師等修学資金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

貸付番号	第 号		
貸付期間	年 月から 年 月まで 箇月 (年 月から 年 月までを除く。)		
猶予期間	年 月から 年 月まで 箇月		
猶予理由			
免除区分	全部免除・一部免除		
借入金額	円	返還済額	円
返還未済額	円	返還遅滞額	円
免除申請額	円		
免除理由	1 市内で 箇月看護師等の業務に従事した。 2 その他()		
卒業(修了)日	年 月 日	免許(資格)取得日	年 月 日
免許(資格)の種類			
市内における業務従事状況	従事期間	医療機関等の名称・所在地	業務内容
	年 月から 年 月まで		
	年 月から 年 月まで		

備考

- 1 連帯保証人の印は、実印とすること。
- 2 返還遅滞額欄には、返還未済額のうち返還期日が過ぎている額を記載すること。
- 3 免除区分欄及び免除事由欄は、該当するものを○で囲むこと。

看護師等修学資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

南相馬市長

住所
 被貸付者 氏名 ⑩
 電話
 住所
 連帯保証人 氏名 ⑩
 電話
 住所
 連帯保証人 氏名 ⑩
 電話

南相馬市看護師等修学資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

貸付番号	第 号		
貸付期間	年 月から	年 月まで	箇月
借用金額	円	返還済額	円
返還未済額	円	返還遅滞額	円
猶予希望期間	年 月から	年 月まで	箇月
猶予理由	1 市内で看護師等の業務に従事している。 2 他の養成施設に在学している。 3 その他 ()		
卒業(修了)日	年 月 日	免許(資格)取得日	年 月 日
免許(資格)の種類			

備考

- 1 連帯保証人の印は、実印とすること。
- 2 返還遅滞額欄には、返還未済額のうち返還期日が過ぎている額を記載すること。
- 3 猶予理由欄は、該当するものを○で囲むこと。

就業変更届

年 月 日

南相馬市長

被貸付者氏名

⑩

次のとおり変更となりましたので、届け出ます。

貸付番号	第 号	
指定医療 機関	新	住所 名称 電話
	旧	住所 名称 電話
業 務	新	
	旧	
変更年月日	年 月 日	

氏名住所変更届

年 月 日

南相馬市長

被貸付氏名

⑩

次のとおり変更となりましたので、届け出ます。

貸付番号		第 号
住所	新	電話
	旧	電話
ふりがな 氏名	新	
	旧	
変更年月日		年 月 日

現況報告書

年 月 日

南相馬市長

住所
 被貸付者 氏名 ⑩
 電話
 住所
 連帯保証人 氏名 ⑩
 電話
 住所
 連帯保証人 氏名 ⑩
 電話

下記のとおり、 年 3 月 31 日現在の状況を報告します。

記

貸付番号		第 号	
現況区分		在学中 ・ 業務従事中 ・ その他	
在 学 中	養成施設等	名称	
		所在地	電話
	在学期間	年 箇月	
	在学状況	1 修学中 2 休学中 3 停学中 4 その他（ ）	
業 務 従 事 中	従事医療機 関等	名称	
		所在地	電話
	従事期間	年 箇月	
	業務内容		
そ の 他			
※ 証明欄			

備考 在学中又は業務従事中の場合は、証明欄にその旨の証明を受けること。